

令和7年度補正予算
「住宅省エネ2026キャンペーン」

『先進的窓リノベ2026事業』について

※本資料は、令和8年2月3日時点の公開資料より引用しています。
※詳細や最新情報は省庁HPにてご確認ください。

株式会社LIXIL

1. 先進的窓リノベ2025事業からの変更点・ポイント
2. 令和7年度補正予算「住宅省エネ2026キャンペーン」について
3. 先進的窓リノベ2026事業の概要
4. 申請方法・事業者登録について
5. 補助対象事業の必要書類・注意点・Q&A

全体スケジュール・問合せ先

※本資料は、令和8年2月3日時点の各省庁発表資料を元に作成しております。
変更になる場合がありますのでご了承ください。

- 補正予算案閣議決定日（令和7年11月28日）以降に対象工事（断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいう）に着手したものが補助対象
- 補助上限が200万円⇒100万円へ減額
- 1000億円を超える大型補助金（1125億円）が継続
- 補助額が変更、特大サイズが追加
- 内窓Aグレードが補助対象外となる
- 低層階集合住宅（3階建て以下）のガラスと内窓の補助額は、高層階集合住宅と同じに変更
- 一部の非住宅建築物も対象となり、240㎡以上の上限補助額は1,000万円
- 補助対象製品の登録メーカーに対するGXへの協力が追加

2. 令和7年度補正予算 「住宅省エネ2026キャンペーン」について

制度の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化する

住宅省エネ 2026キャンペーン

4つの補助事業の総称

補助事業
1

みらいエコ住宅2026事業
2,050億円 ※

新築：1,750億円
(GX経済移行債を含む)
リフォーム：300億円

補助事業
2

先進的窓リノベ2026事業
1,125億円

本資料では
窓リノベについて紹介し
ます

補助事業
3

給湯省エネ2026事業
570億円

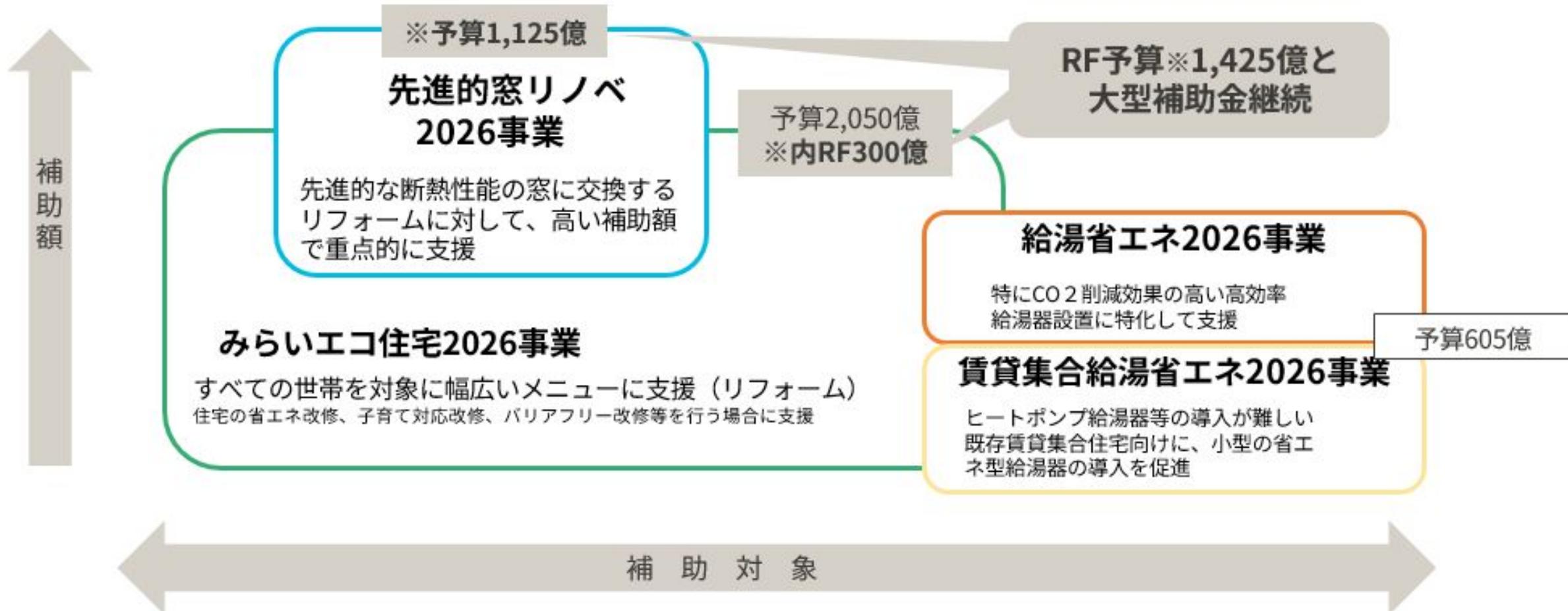
補助事業
4

賃貸集合給湯省エネ2026事業
35億円

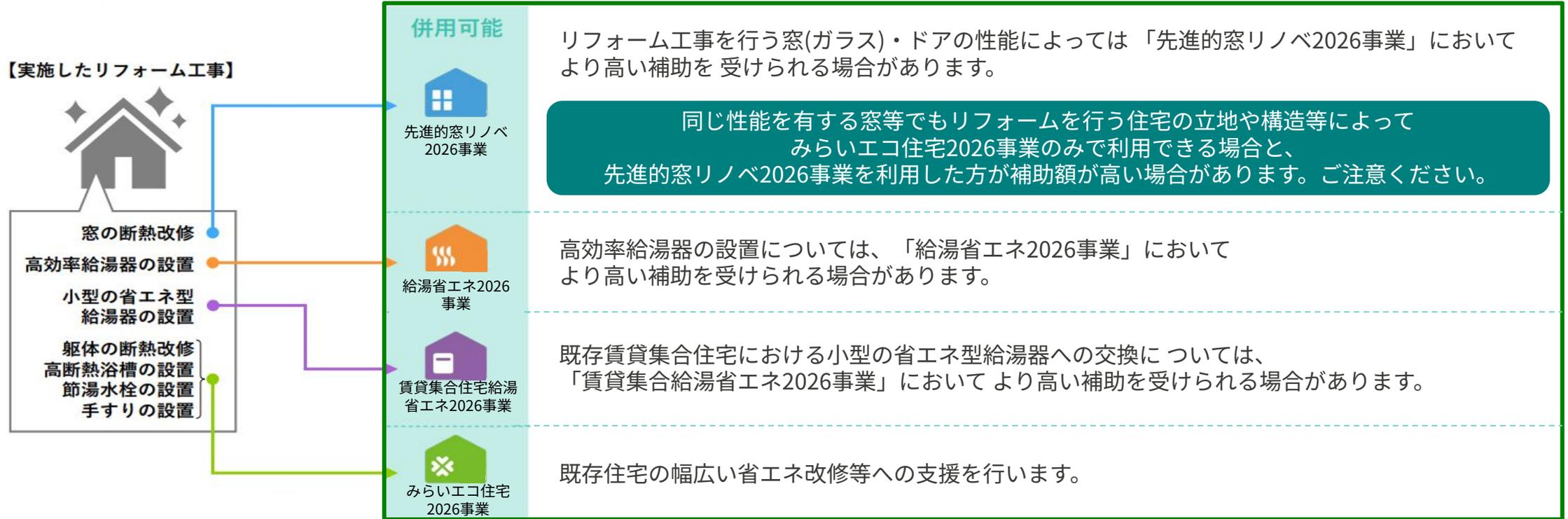
Point

- ・2025/11/28以降に対象工事に着手したものが対象
- ・事業者登録が①～④全ての補助制度で必要（住宅省エネ2026キャンペーンの事業者登録で4事業への交付申請が可能）
- ・3省連携により4つの事業の登録・申請についてワンストップでの申請が可能となる予定です。

11.28に閣議決定された令和7年補正予算の中で、3省連携による住宅の省エネリフォームを支援する補助制度で**リフォーム予算※大型補助金が継続**されます。



各補助事業の併用について



【各構成事業を併用した際のみらいエコ住宅2026事業での取り扱いについて】

みらいエコ住宅2026事業のリフォームは、必須工事が、開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せで実施した場合に補助対象となります。「『リフォーム前の省エネ性能』と『リフォーム後の省エネ性能』に応じた改修部位や設備の組合せ」をあらかじめ指定・公表されたもの。ただし、以下の構成事業にて補助を受けている場合、各必須工事を行ったものとして取り扱います。

- ◆先進的窓リノベ2026事業：開口部の断熱改修
- ◆給湯省エネ2026事業/賃貸集合給湯省エネ2026事業：エコ住宅設備の設置

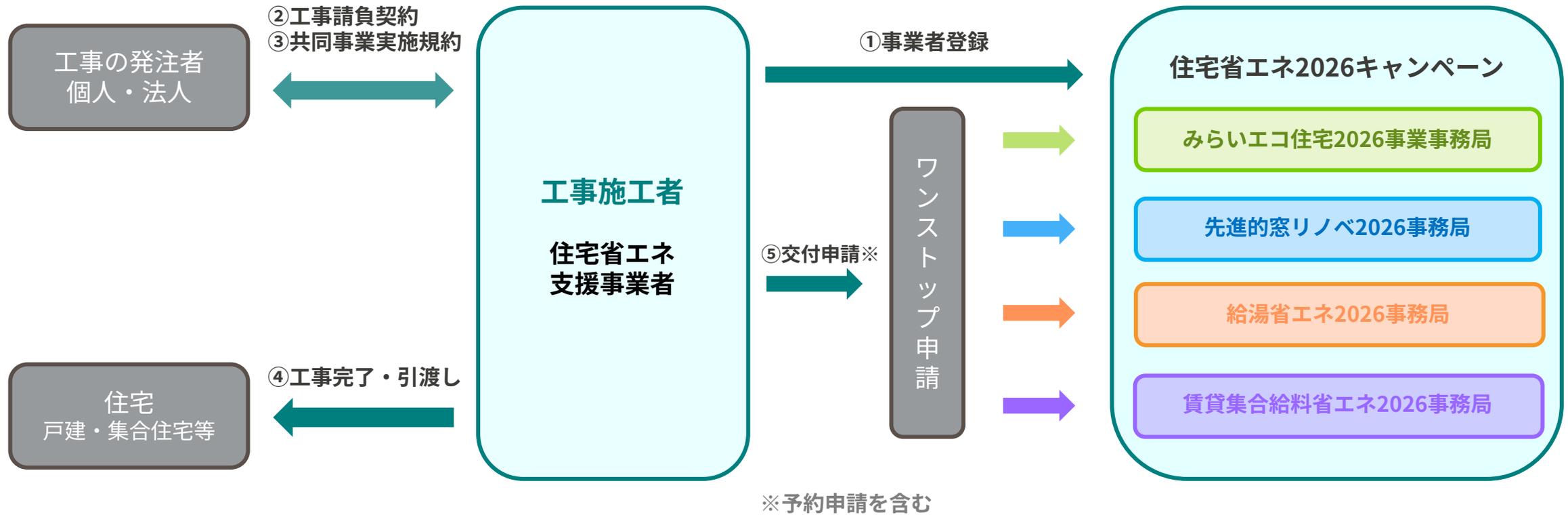
※上記の取り扱いを受ける場合、みらいエコ住宅2026事業の交付決定は併せて申請される他の構成事業の交付決定後となります。

※リフォーム(一括)を除きます。

2025事業に準じた情報です。
不明な情報は制度公開までお待ちください。

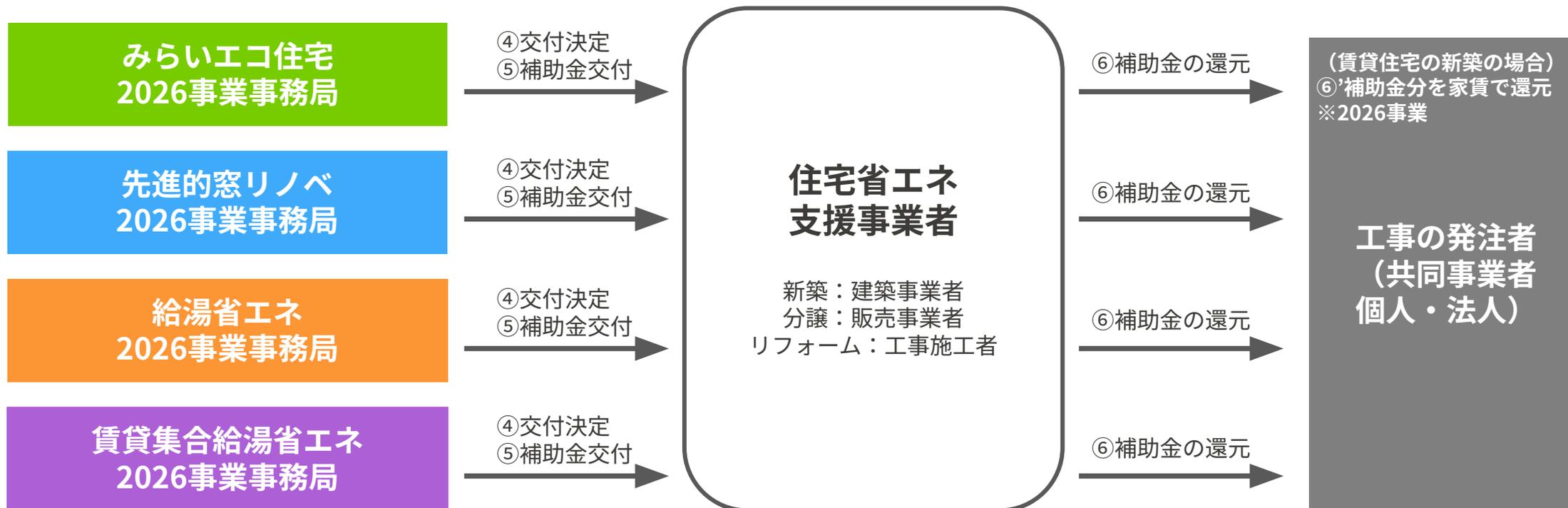
交付申請のイメージ

ワンストップ申請の手続き【実施される予定です】
 実施した対象工事を一度の入力で、より高い補助金を受けられる構成事業への振り分け、交付申請を行うことができます。各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるか分からない場合、ワンストップ申請を利用すると便利です。



※予約申請を含む

交付決定から補助金の交付までのイメージ



補助金の交付について

原則、補助金は住宅省エネ支援事業者に交付され、工事の発注者は、住宅省エネ支援事業者から補助金全額の還元※を受けます。※補助金全額の還元は、工事代金への充当または返金のいずれかの方法で行われ、交付申請前に工事の発注者と住宅省エネ支援事業者の間で取り決めます。

交付決定から補助金の交付までのイメージ

- 交付決定後、補助金は工事施工者に交付されます。
- 交付された補助金は、工事施工者から工事発注者に還元されます。



交付決定を受けた補助金の交付時期と還元方法は右の通りです。

補助事業	交付の時期	還元方法
未来エコ住宅 2026事業事務局	交付決定後、1~2ヶ月後	〔工事代金の一部に充当〕 または 〔現金還元〕 のいずれか
先進的窓リノベ 2026事業事務局		
給湯省エネ 2026事業事務局		
賃貸集合給湯省エネ 2026事業事務局		

2-7 令和7年度補正予算 「住宅省エネ2026キャンペーン」 について

工事内容		制度名称	補助対象	補助額
① 省エネ 改修	1) 高断熱窓の設置	①先進的窓リノベ2026 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業	高性能の断熱窓（ガラス・サッシ）等 高性能な断熱窓 熱貫流率（Uw値1.9以下等）へリフォーム 窓の改修と同一契約内の断熱性能の高いドア（開口部に取り付けられているものに限る）	リフォーム工事内容に応じて定める額（補助率1/2相当等） 上限100万円／戸（棟） 非住宅建築物（240㎡以上） 上限1,000万円／棟
	2) 高効率給湯器の設置	②給湯省エネ2026 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	高効率給湯器 （a）ヒートポンプ給湯器、（b）ハイブリッド給湯機、（c）家庭用燃料電池	定額（下記は主な補助額） (a)10万、(b)12万、(c)17万円
	3) 既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	③賃貸集合給湯省エネ2026 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業	エコジョーズ/エコフィール *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し：5万円 追焚機能有り：7万円
	4) 開口部・躯体等の省エネ改修工事	④みらいエコ住宅2026 みらいエコ住宅2026事業	必須工事：開口部の断熱改修、躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ	リフォーム工事内容に応じて定める額 平成4年基準を満たさないもの 上限100万円／戸* 平成11年基準を満たさないもの 上限80万円／戸* ※改修内容によって、補助額上限が変わります
その他のリフォーム工事 4) 必須工事を行なった場合に限り追加できる)		みらいエコ住宅2026事業	附帯工事：住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修等	

4補助金は3省事業におけるワンストップ申請が可能となる予定です（非住宅建築物を除く）。

補助事業

	先進的窓リノベ2026事業	みらいエコ住宅2026事業	給湯省エネ2026事業
			賃貸集合給湯省エネ2026事業
制度目的	先進的な断熱性能の窓に交換するリフォームに対して高い補助額で重点的に支援	住宅の省エネ改修、子育て対応改修、バリアフリー改修などを行う場合に工事内容に応じ定額を支援	一定の基準を満たした高効率給湯器を導入する場合、機器・性能ごとに設けられた定額を支援 既存賃貸集合住宅に継続支援
予算	1,125億円	2,050億円 (新築含む)	605億円
補助対象者	世帯を問わず対象工事を実施リフォーム <small>※賃貸集合給湯省エネ2026事業を除く</small>		
上限金額 ※リフォーム	100万円/戸 (一部の非住宅は1,000万円/棟)	80・100万円/戸 ※タイプ別	17万円/台 ※台数制限あり※撤去加算額を除く
LIXIL商材	窓・ガラス・ドア	浴室・キッチン・洗面化粧台・トイレ・インテリア建材・窓・ドア等	—

3. 先進的窓リノベ2026事業の概要

制度の目的

2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、**断熱性能の高い窓の導入を支援**し、住宅の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現に貢献するとともに、**先進的な断熱窓の導入加速**により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

Point

- ◆ **事業者登録**が申請までに必要なこと
- ◆ 申請は、建築事業者・販売事業者・工事施工者が行うこと
- ◆ 住宅のリフォームを行う全世帯が対象（所有・居住要件なし）
- ◆ 窓・サッシ・ドアの改修に特化した補助金
- ◆ 令和7年11月28日以降に対象工事（断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいう）に着手したものが対象 ※工事請負契約後に行われる工事であること

3-2 現行の先進的窓リノベ事業との違い

補助金	<旧> 先進的窓リノベ2025事業	<新> 先進的窓リノベ2026事業	変更点
省庁	環境省	環境省	
改修基準	建材トップランナー制度 2030年目標水準値を超えるもの	建材トップランナー制度 2030年目標水準値を超えるもの	
申請者	住宅省エネ支援事業者（施工業者・販売事業者）※補助金は所有者（工事発注者）へ還元	住宅省エネ支援事業者（施工業者・販売事業者）※補助金は所有者（工事発注者）へ還元	
事業者登録	必要（ポータルサイトで登録）	必要（ポータルサイトで登録）	
対象	戸建て・共同住宅、全世帯対象	戸建て・共同住宅・ 非住宅建築物 、全世帯対象	
リフォーム（部分改修）対象工事	窓（ガラス・サッシ）・ドアの断熱改修工事（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）	窓（ガラス・サッシ）・ドアの断熱改修工事（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）	内窓のAグレードが廃止 低層階集合住宅の補助額が増額 その他、補助額増減あり
補助額	リフォーム工事内容に応じて定める額（補助率1/2相当等） 上限200万円／戸	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限100万円／戸 240㎡を越える非住宅建築物は1,000万円／棟	補助額上限が減額 非住宅建築物が追加 上限も最大1,000万円／棟
条件	1 申請あたり5万円以上 補助額が製品売価を超過しないこと	1 申請あたり5万円以上 補助額が製品売価を超過しないこと	
申請時期	リフォーム工事完了・引渡し後	すべての工事の完了後	引渡し後がなくなった
補助金申請	工事完了後申請（事業者登録後）	工事完了後申請（事業者登録後）	

先進的窓リノベ2026事業から、下記の非住宅建築物についても補助対象となります。

- 建築基準法において第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に建設することを認められている建築物であること（上記の用途地域以外の改修の場合でも対象）
- 10mまたは12mのうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ制限を満たす建築物であること

<その他>

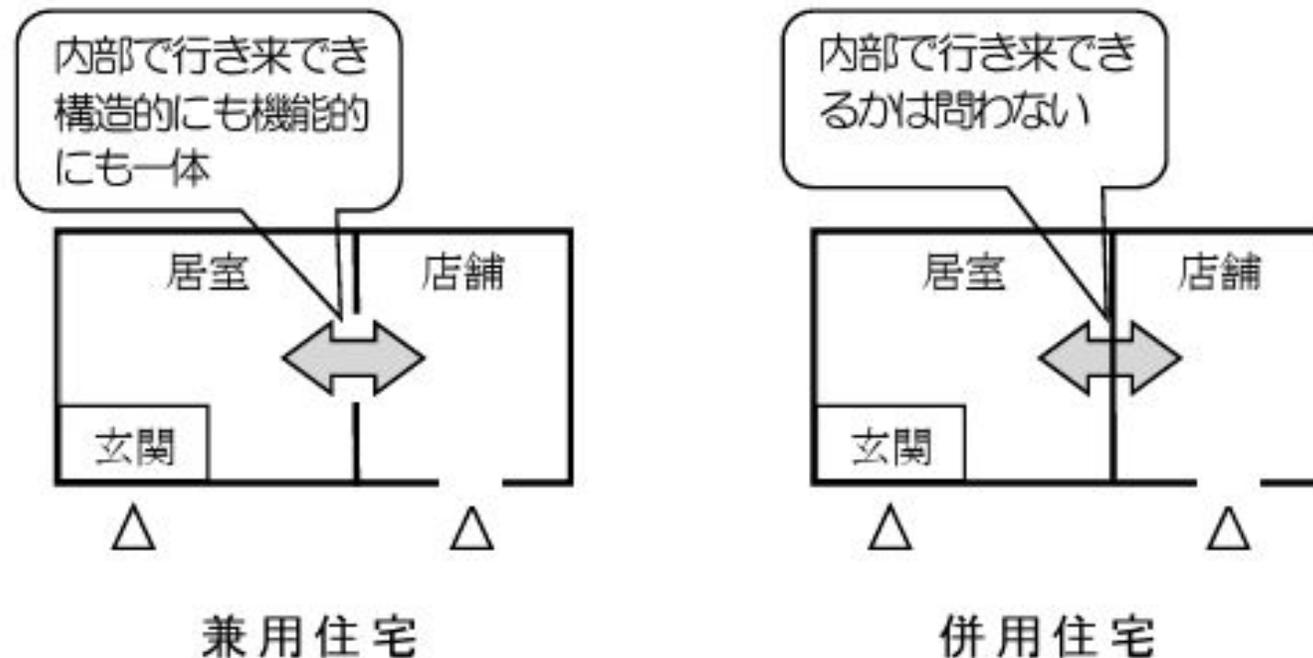
- ・ 240㎡以下の非住宅建築物の上限補助額は、戸建住宅と同じ100万円（1戸／1棟）
- ・ 240㎡を超える非住宅建築物の上限補助額は、1,000万円（1棟）
- ・ 1つの建物において、住宅用途と非住宅用途が混在する場合は、それぞれについて申請が必要であり、上限額もそれぞれに適用される。
- ・ 令和7年11月28日以降に、住宅から非住宅建築物へ建物用途の変更を行ったものは住宅として扱われる。

●建築基準法における**第一種**低層住居専用地域に建築できる建築物は、以下が対象

建築物の種類	補足
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	住宅用途が基本
兼用住宅	非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの
共同住宅・寄宿舍または下宿	非住宅部分が50㎡以下かつ延べ面積の1/2以下。 用途は事務所・理髪店・診療所など
幼稚園、小学校、中学校、高等学校・図書館など	公共性の高い施設
神社・寺院・教会など	宗教活動に供する建物
老人ホーム・保育所・福祉ホームなど	福祉関連施設
公衆浴場	地域住民向けの生活施設
診療所（病院は不可）	小規模な医療施設
巡査派出所・公衆電話所等公益上必要な建築物	公共性が高い施設
上記に附属する建築物	倉庫や管理棟など

兼用住宅と併用住宅の違い

併用住宅は、住宅と一緒に、事務所や店舗などの用途に供する非住宅部分を設けたものです。兼用住宅は、併用住宅のうち、住宅部分と非住宅部分が構造的にも機能的にも一体となっていて、用途的に分離しがたいものをいいます。



●建築基準法における**第二種**低層住居専用地域に建築できる建築物は、以下が対象

建築物の種類	補足
第一種で認められるすべての施設	同様に建築可能
店舗等の床面積が150㎡以下のもの (店舗部は2階以下)	下記参照

【第二種低層住居専用地域に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

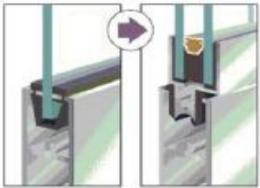
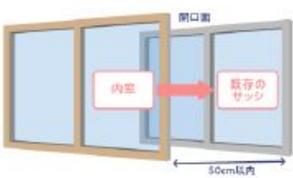
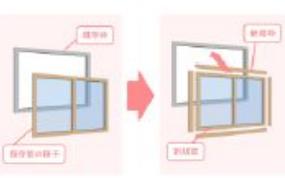
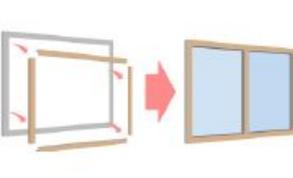
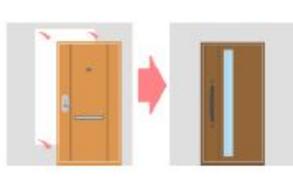
(参考) ■建築基準法施行令 第130条の5の2

- 一 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 二 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 三 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの
(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75KW以下のものに限る。)
- 四 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの (原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75KW以下のものに限る。)
- 五 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

▶ **対象となる工事**に一定の性能（熱貫流率※1の基準）を満たす**対象製品※2**を用いることで補助対象となります。

※1：熱の通りやすさを示す指標。数値が小さいほど熱が通りにくく断熱性能が高い。窓の熱貫流率はUw値・ドアの熱貫流率はUd値で表す。

※2：メーカーが登録を申請し事務局が一定の性能を満たすことを確認した製品

工事の種類		ガラス交換	内窓設置	外窓交換 (カバー工法)	外窓交換 (はつり工法)	ドア交換※3 (カバー工法)	ドア交換※3 (はつり工法)
		<p>既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事</p> 	<p>既存窓の内側に新たに内窓を新設するもの、又は既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事</p> 	<p>既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事</p> 	<p>既存窓のガラス及び窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事</p> 	<p>既存ドアについて枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事</p> 	<p>既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事</p> 
<p>必要性能(熱貫流率)</p> <p>戸建住宅 低層集合住宅 中高層集合住宅 非住宅建築物</p>	Uw1.9以下	Uw1.5以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	

※3：ドア交換は窓改修工事（ガラス交換・内窓設置・外窓交換のいずれか）と同一契約内で工事する場合のみ補助対象となります。

3-5 先進的窓リノベ2025事業と2026事業の補助額の比較

■戸建住宅における補助額（2025との比較）

※補助単価可決施工箇所数=1つの住宅における合計補助金 (単位：円/施工箇所1箇所あたり)

住宅省エネ2026キャンペーン

工事内容	グレード	熱還流率	特大	大	中	小
			4.0㎡以上	4.0㎡未満 2.8㎡以上	2.8㎡未満 1.6㎡以上	1.6㎡未満 0.2㎡以上
内窓設置	S	Uw1.5以下	76,000	52,000	34,000	22,000
	A	Uw1.9以下	—	—	—	—
外窓交換 (カバー工法)	S	Uw1.5以下	156,000	124,000	92,000	60,000
	A	Uw1.9以下	116,000	88,000	66,000	41,000
外窓交換 (はつり工法)	S	Uw1.5以下	117,000	92,000	68,000	44,000
	A	Uw1.9以下	86,000	63,000	48,000	29,000

増
減



住宅省エネ2025キャンペーン

大	中	小
2.8㎡以上	2.8㎡未満 1.6㎡以上	1.6㎡未満
65,000	44,000	28,000
26,000	18,000	12,000
149,000	110,000	74,000
117,000	87,000	58,000
118,000	87,000	59,000
92,000	69,000	46,000

3-6 先進的窓リノベ2026事業の対象工事と補助額

戸建住宅及び延床面積 240 m²以下の非住宅建築物における補助額

※単位：円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり

グレード	熱貫流率	大きさ区分	ガラス交換		内窓設置	
			面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
SS	Uw1.1以下	新設 特大	2.0m ² 以上	78,000	4.0m ² 以上	140,000
		大	1.4m ² 以上2.0m ² 未満	52,000	2.8m ² 以上4.0m ² 未満	89,000
		中	0.8m ² 以上1.4m ² 未満	32,000	1.6m ² 以上2.8m ² 未満	58,000
		小	0.1m ² 以上0.8m ² 未満	11,000	0.2m ² 以上1.6m ² 未満	36,000
S	Uw1.5以下	新設 特大	2.0m ² 以上	53,000	4.0m ² 以上	76,000
		大	1.4m ² 以上2.0m ² 未満	35,000	2.8m ² 以上4.0m ² 未満	52,000
		中	0.8m ² 以上1.4m ² 未満	23,000	1.6m ² 以上2.8m ² 未満	34,000
		小	0.1m ² 以上0.8m ² 未満	7,000	0.2m ² 以上1.6m ² 未満	22,000
A	Uw1.9以下	新設 特大	2.0m ² 以上	41,000	4.0m ² 以上	
		大	1.4m ² 以上2.0m ² 未満	27,000	2.8m ² 以上4.0m ² 未満	
		中	0.8m ² 以上1.4m ² 未満	18,000	1.6m ² 以上2.8m ² 未満	
		小	0.1m ² 以上0.8m ² 未満	5,000	0.2m ² 以上1.6m ² 未満	

*ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

*非住宅建築物は10mまたは12mのうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ制限を満たすこと。

※令和8年2月3日時点の公開資料より引用

低層集合住宅／中高層集合住宅及び延床面積が240㎡を超える非住宅建築物における補助額

*低層集合住宅のガラス交換と内窓設置は中高層住宅と同額へ

※単位：円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり

グレード	熱貫流率	大きさ区分	ガラス交換		内窓設置	
			面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
SS	Uw1.1以下	新設 特大	2.0㎡以上	86,000	4.0㎡以上	152,000
		大	1.4㎡以上2.0㎡未満	57,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	98,000
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	35,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	64,000
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満	12,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	40,000
S	Uw1.5以下	新設 特大	2.0㎡以上	59,000	4.0㎡以上	83,000
		大	1.4㎡以上2.0㎡未満	39,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	57,000
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	25,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	37,000
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満	8,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	24,000
A	Uw1.9以下	新設 特大	2.0㎡以上	45,000	4.0㎡以上	
		大	1.4㎡以上2.0㎡未満	30,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	20,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満	6,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	

*ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

*非住宅建築物は10mまたは12mのうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ制限を満たすこと。

※令和8年2月3日時点の公開資料より引用

3-6 先進的窓リノベ2026事業の対象工事と補助額

戸建住宅／低層集合住宅及び非住宅建築物（3階建以下）における補助額

ドアについて：熱貫流率は「Uw」を「Ud」に置き換えます。大きさはサッシを「ドア」と置き換えます。 ※単位：円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり

グレード	熱貫流率	大きさ区分	外窓交換・ドア交換（カバー工法）		外窓交換・ドア交換（はつり工法）	
			面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
SS	Uw1.1以下	新設 特大	4.0㎡以上	239,000	4.0㎡以上	194,000
		大	2.8㎡以上4.0㎡未満	188,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	149,000
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	138,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	110,000
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	89,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	69,000
S	Uw1.5以下	新設 特大	4.0㎡以上	156,000	4.0㎡以上	117,000
		大	2.8㎡以上4.0㎡未満	124,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	92,000
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	92,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	68,000
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	60,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	44,000
A	Uw1.9以下	新設 特大	4.0㎡以上	116,000	4.0㎡以上	86,000
		大	2.8㎡以上4.0㎡未満	88,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	63,000
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	66,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	48,000
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	41,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	29,000

*ドア交換の小は1.0㎡以上1.6㎡未満となります

*ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

*非住宅建築物は10mまたは12mのうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ制限を満たすこと。

※令和8年2月3日時点の公開資料より引用

3-6 先進的窓リノベ2026事業の対象工事と補助額

中高層集合住宅（4階建以上の集合住宅）及び延床面積が240㎡を超える非住宅建築物（4階建以上）における補助額

ドアについて：熱貫流率は「Uw」を「Ud」に置き換えます。大きさはサッシを「ドア」と置き換えます。 ※単位：円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり

グレード	熱貫流率	大きさ区分	外窓交換・ドア交換（カバー工法）		外窓交換・ドア交換（はつり工法）	
			面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
SS	Uw1.1以下	新設 特大	4.0㎡以上	302,000	4.0㎡以上	302,000
		大	2.8㎡以上4.0㎡未満	229,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	229,000
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	156,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	156,000
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	92,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	92,000
S	Uw1.5以下	新設 特大	4.0㎡以上	202,000	4.0㎡以上	202,000
		大	2.8㎡以上4.0㎡未満	153,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	153,000
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	104,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	104,000
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	62,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	62,000
A	Uw1.9以下	新設 特大	4.0㎡以上	174,000	4.0㎡以上	174,000
		大	2.8㎡以上4.0㎡未満	133,000	2.8㎡以上4.0㎡未満	133,000
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	92,000	1.6㎡以上2.8㎡未満	92,000
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	54,000	0.2㎡以上1.6㎡未満	54,000

*ドア交換の小は1.0㎡以上1.6㎡未満となります

*ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

*非住宅建築物は10mまたは12mのうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ制限を満たすこと。

※令和8年2月3日時点の公開資料より引用

- 改修を行う住戸のドア（住宅の外皮部分にある開口部に取り付けられているものに限る）を、**窓の改修と同一契約内**で断熱性能の高いドアに改修する場合に限り、補助の対象となる。
- 単価については、当該ドアの改修方法、断熱性能（窓の熱貫流率を表すUw値を、ドアの熱貫流率を表す**Ud値に置き換えます**）及び大きさに基づき判断し、相当する窓の単価を適用する。
- 窓と同様、ドアについても、事務局に対象製品として登録されたものに限る。
また、断熱性能については、欄間や袖などが対象製品の一部として登録されている場合にはこれらも含めて判断される。



✕ **ドア**につくガラスのみの交換

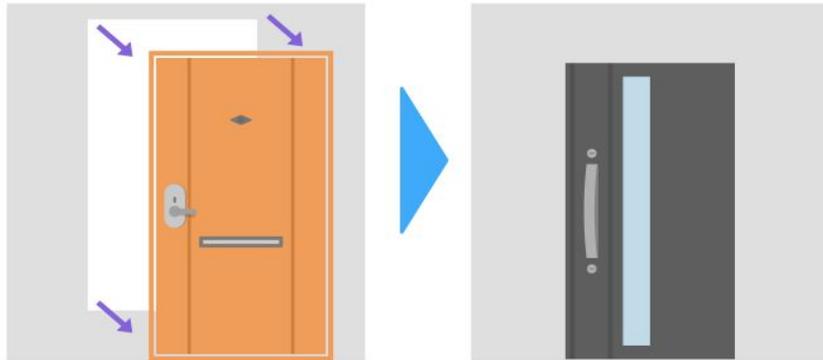
本事業における「ドア」とは、住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をいいます。



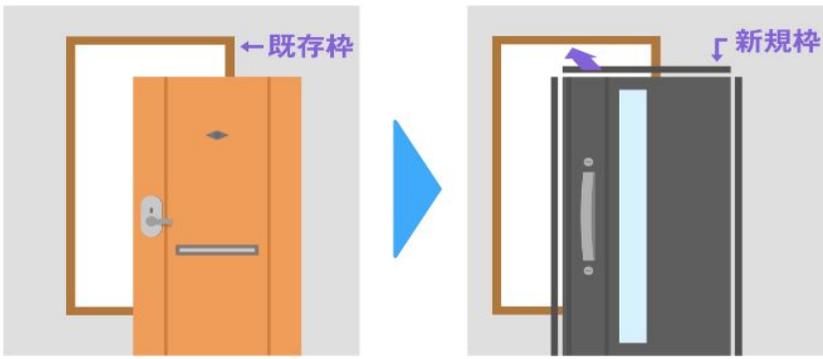
勝手口の扱いについて

本事業における「ドア」とは、住宅の外皮部分※にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をいいます。なお、「カバー工法」とは、既存ドアについて枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいいます。（※外壁ライン上にある熱的境界をいいます。）

◆はつり工法



◆カバー工法



✓ はつり工法・カバー工法の場合

既存の勝手口が施錠できるかどうか（シリンダーの有無）に関わらず、**新たに設置する製品が窓として製品登録されているものであれば窓改修、ドアとして製品登録されているものであればドア改修**として扱われます。

✓ 内窓設置の場合

既存の勝手口がシリンダー無の場合は、窓改修として扱われます。シリンダー付の場合はドア改修扱いとなるため、単体での申請は不可となります。

Point

性能証明書は「内窓」で発行されますが、ドア扱いになるケースに注意してください。

(問) はつり工法用としてのみ登録されている製品をカバー工法で取り付けても補助対象になるか？

(答) 補助対象になりません。
 はつり工法専用製品は、メーカーが保証する方法により、設置を行ってください。
独自の金具（アタッチメント）などを使用するして取り付けた場合、強度や断熱性能を損なうことがあるため、補助対象として取り扱うことができません。
 （発覚した場合、厳正に対処します）

なお、カバー工法専用製品をはつり工法で取り付ける場合も同様です。

■国の補助金は、税金によって賄われており、適正に対応することが求められます。バレなければ良いなどの安易な気持ちで申請を出すことのない様ご注意ください。

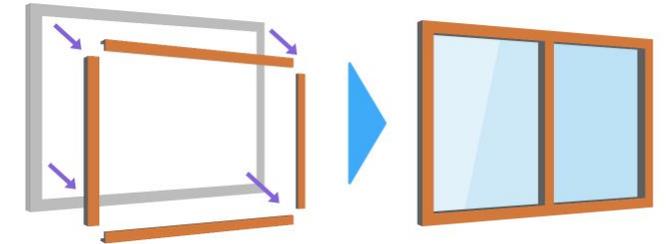
■カバー工法商品にリプラス／リフレムにて登録された商品のご活用をおねがいします。

外窓交換（はつり工法）

本事業における「外窓」とは、住宅の外皮部分[※]にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できない建具をいいます。

なお、「はつり工法」とは、既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいいます。

※ 外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

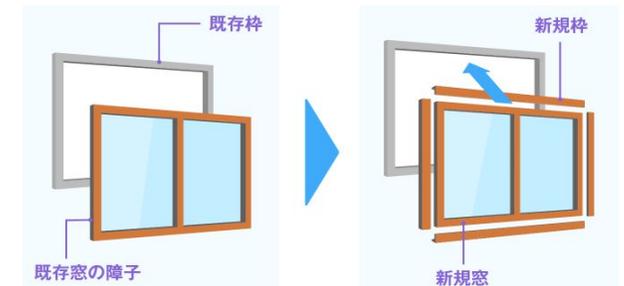


外窓交換（カバー工法）

本事業における「外窓」とは、住宅の外皮部分[※]にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できない建具をいいます。

なお、「カバー工法」とは、既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいいます。

※ 外壁ライン上にある熱的境界をいいます。



2026事業では公開されてない情報のため、2025事業の情報を掲載しています。

集合住宅の玄関ドアは共用廊下の状況によって、補助対象となるかどうかの判断が異なるので注意が必要です。

※「ドア交換」については、他の窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。

■共用廊下が完全に建物内部にある場合



玄関ドアが外気と接していないため対象外

■共用廊下がむき出しになっている場合



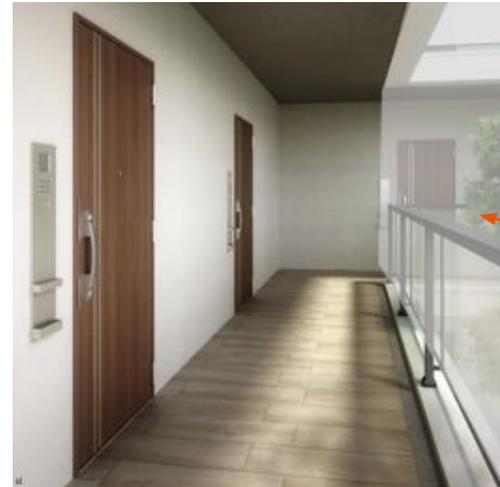
玄関ドアが外気と接しているため対象

原則、玄関ドアが外気と接しているかどうかで判断がされます。

玄関ドアが外気と接していない場合、断熱に限らず防犯、防音、防災のいずれにおいても制度趣旨に反するため申請不可となります。

■修繕工事等により共用廊下が囲われている場合

建築当初は共用廊下がむき出しだったが、後の修繕工事等で完全に囲われている場合は玄関ドアが外気と接していないため対象外となります。



雨吹き込み
防止施工

一見共用廊下が囲われている場合でも、例えば側面部はサッシが設置されていないなど隙間がある状態であれば、玄関ドアが外気と接しているという扱いになり補助対象となります。

原則、玄関ドアが外気と接しているかどうかで判断されます。

基本的に躯体とは別で設置されているサンルームや風除室は**外皮に相当しない**ため、該当する**サンルーム及び風除室自体の窓・ドア改修は対象外**となります。

外皮部分に設置されている開口部（住宅から当該サンルーム及び風除室に出入りする窓・ドア等）は**補助対象**となります。



住宅からサンルームに出入りする窓は補助対象



風除室の内部にある玄関ドアは補助対象外

工事写真のポイントで説明したように、外気に面していること等が確認できない場合、追加で写真を求められることがあります。

3-12 申請時のポイント・注意点：出窓の取り付け部に設置する内窓の取り扱いについて LIXIL

本事業における「内窓設置」とは、既存窓の内側に新たに内窓を新設する、または既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事をいいます。ただし、外皮部分に位置する開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限り、補助対象となります。

開口面とは外窓（複数のサッシで構成された出窓を含む）やドアを設置するために外壁に空けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる面をいいます。

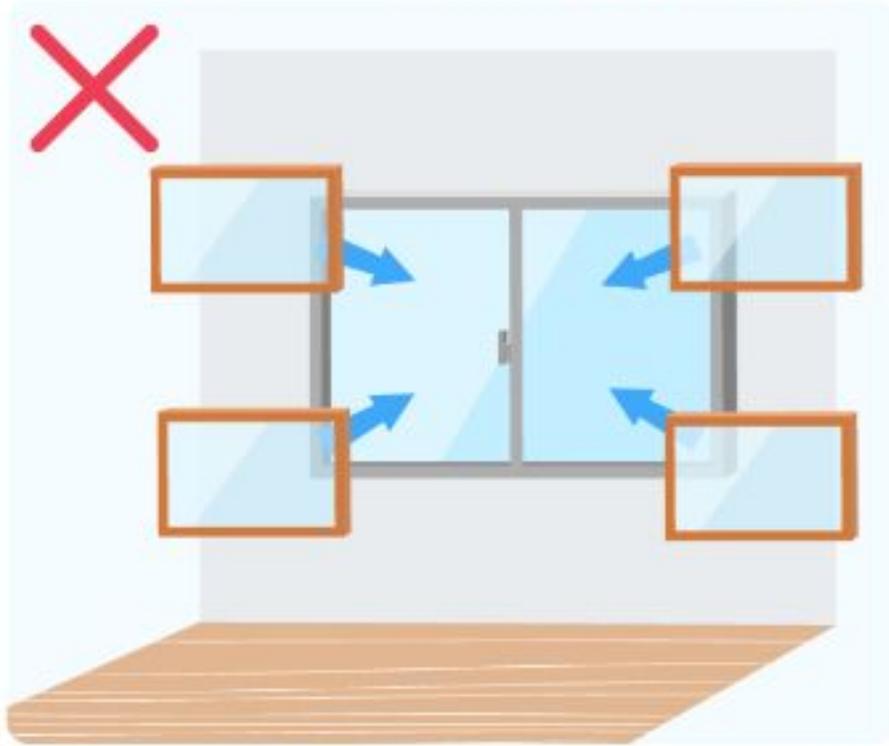
出窓に内窓を設置する場合、出窓の形状や躯体の状況により、補助対象にならない場合があります。出窓の取り付け部に内窓を設置する際の、代表的な事例と補助対象となるかどうかについて、以下に示しますので、参考にしてください。

- *1 出窓部分がサッシであり、開口面は屋内の壁と平行となる。このため、図のように屋内の壁と平行に内窓を設置する場合、開口面とも平行になり補助対象となる。
- *2 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行（≠外窓のガラス面）となる。この場合、外窓と屋内の壁は平行であるため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面（≠外窓）とも平行になり補助対象となる。
- *3 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行（≠外窓のガラス面）となる。いずれの場合も、外窓は屋内の壁と平行とならないため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面（≠外窓）とも（一部を除き）平行とならないことから、補助対象とならない。

※開口面(屋内側の面)から50cm以内に設置しない場合は、形状にかかわらず補助対象となりませんので、ご注意ください。

出窓の形状	出窓部分がサッシのみで構成された出窓の例（腰高窓に多い）				躯体が張り出した出窓の例（掃出し窓に多い）			
	補助対象	イメージ ※開口面は出窓の取り付け部分		補助対象	イメージ ※開口面は既存の外窓部分			
角型	○ ^{*1}			○ ^{*2}				
角形 (側面に窓あり)	○ ^{*1}			× ^{*3}				
三角	○ ^{*1}			× ^{*3}				
弓型	○ ^{*1}			× ^{*3}				

● 既存の外窓1つに対して3つ以上の内窓を新たに取り付ける工事※



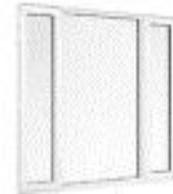
※ 以下に該当する場合は3つ以上の内窓の設置は可とする。
 ・ 既存の外窓のガラス面と同数の内窓を設置する場合
 (ルーバー窓は、連動するガラス全体を1面とする)
 ・ 内窓の強度の制約から既存の外窓と同じ大きさの内窓設置ができず、やむを得ず最低限に分割する場合
 (必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求め、確認を行います)

※以下に該当する場合は3つ以上の内窓の設置は可とする。

- ・ 既存の外窓のガラス面と同数の内窓を設置する場合
 (ルーバー窓は、連動するガラス全体を1面とする)
- ・ 内窓の強度の制約から既存の外窓と同じ大きさの内窓設置ができず、やむを得ず最低限に分割する場合

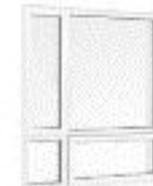
例) 内窓を3つ以上設置をしてもよい事例

3窓



TFT、CFCなど

4窓



連窓・段窓

8窓



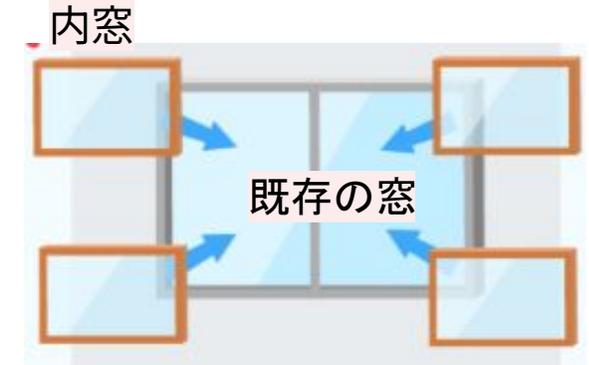
ランマ付き4枚建など

※中棧や飾り格子などで見た目で区切られている場合は、1ガラス面として扱う。
 ※施工前写真の判定が重要ですので、ガラス面の数が解る様に写真を撮る必要があります。

補足)

- ・ 今回の制度は内窓のみです、外窓交換やカバー工法は従来通り (既存の窓に影響されず3窓以上の制限はなし)

内窓 最大数	窓品種イメージ（既存の窓事例）	補足
2		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面が2つ以下 ・ルーバー窓、ガラスブロックはガラス面1つとして扱う
3		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面が3つ
4		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面が4つ
8		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面が8つ



本早見表は、既存の窓に内窓を何窓まで付けてよいか？を判断する上でのガイドとしてご利用ください。

4. 申請方法・事業者登録について

4-1 申請の流れ（制度全体共通）申請フロー図

先進的窓リノベ2026

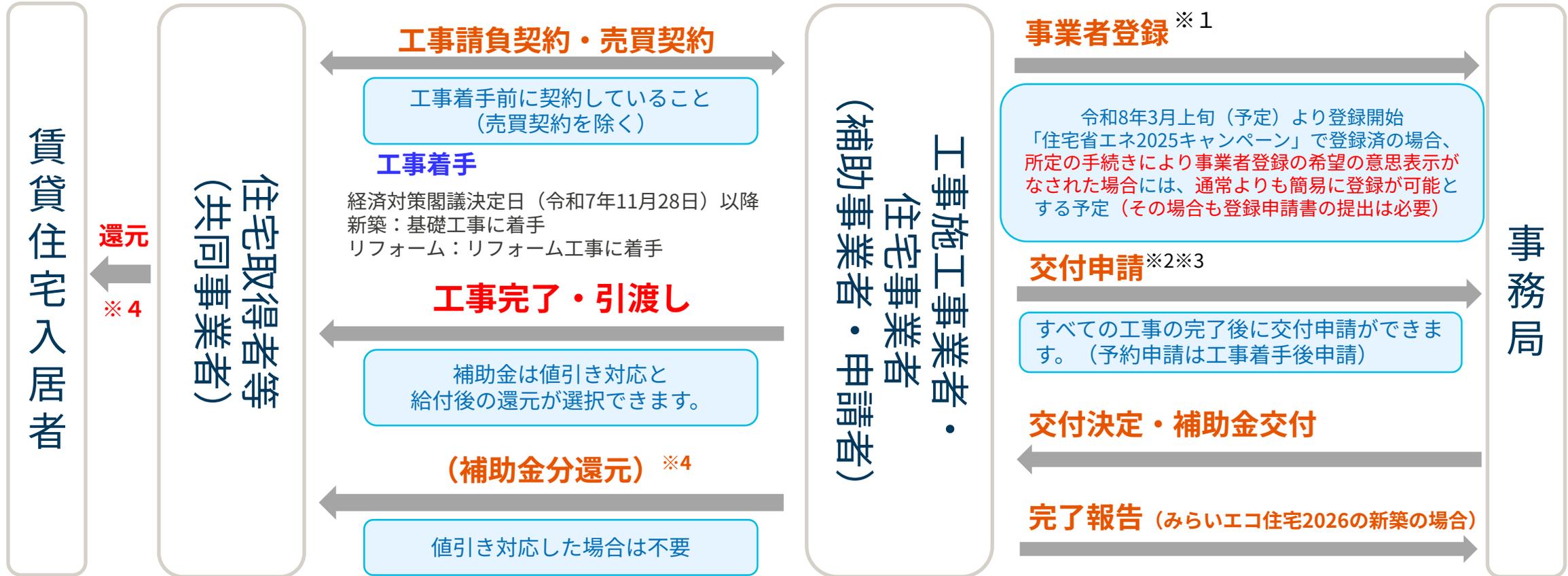
給湯省エネ2026

賃貸集合給湯省エネ2026

みらいエコ住宅2026

LIXIL

本事業の申請には、**事業者登録が必要**になります。一般消費者は申請者にはなれません。
登録は事業者単位とし、1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録することはできません。



※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。契約・着手は事業者登録の前でも可。

※2 新築の場合は基礎工事完了以降に交付申請が可能。

※3 リフォームについてはすべての工事の完了後に交付申請を行う事とする。

※4 貸貸住宅の新築の場合、貸貸住宅入居者へ補助金分を家賃で還元する必要があります。

		リフォーム工事
申請時期 (工事の出来高)		すべての工事の完了後（予約申請は工事着手後）
申請者 他	補助事業者（申請者）	工事施工業者（工事請負業者）※2
	共同事業者	発注者（個人又は法人）
	その他の関係者	—
申請期間		交付申請受付期間：令和8年3月下旬（予定）～予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで） 予約申請受付期間：令和8年3月下旬（予定）～予算上限に達するまで（遅くとも令和8年11月30日まで）

※2 対象工事を複数の事業者が発注（分離発注）する事業は、1事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力することが必要になります。

●交付申請の予約について（任意）

予約によって補助金が一定期間確保されます。但し、予約申請後3ヶ月以内（集合住宅の一括申請及び非住宅建築物申請については9ヶ月以内）または令和8年12月31日のいずれか早い日までに交付申請がなかった場合、その予約は取り消されます。また、予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

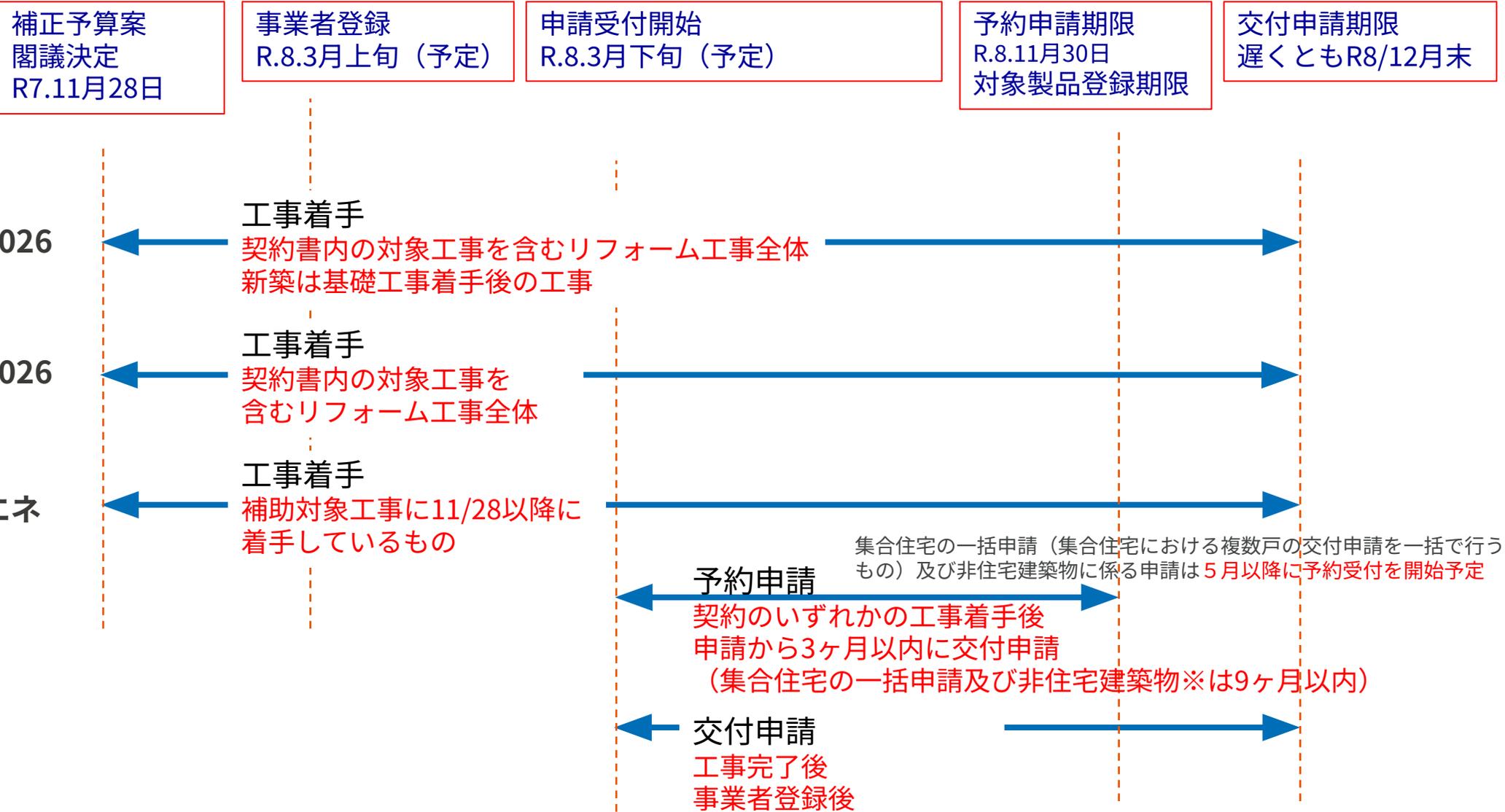
4-3 交付申請時期・期間等（リフォーム）

先進的窓リノベ2026

給湯省エネ2026

賃貸集合給湯省エネ2026

みらいエコ住宅2026



事業者の登録期間：令和8年3月上旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）

令和6年度補正予算に基づく「住宅省エネ2025キャンペーン」において事業者登録を受けている者については、**所定の手続きにより事業者登録の希望の意思表示がなされた場合には、通常よりも簡易に登録が可能とする予定です。**
（交付申請を行うためには、事務局が定める手続きに従い、本事業への事業者登録が必要となります。）

住宅省エネ2025キャンペーンの住宅省エネ支援事業者（以下、「登録事業者」）で、参加申告をした登録事業者は、2026キャンペーンに事業者情報が引き継がれたことを知らせるメールが届きます。

事業者登録の開始後、そのメールを受信された方には、統括アカウントと仮パスワードが発行されます。その場合は、新たに統括アカウントの発行依頼を行う必要はありません。

【アカウント発行後に確認】

- ・2025キャンペーンにて申請した登録情報の変更が反映されていない場合があります。2026キャンペーン住宅のポータルで変更内容を反映してください。
- ・事業者登録には、2026キャンペーンにおける「事業者登録規約」の内容に同意の上、登録申請書（社印等の押印が必要）の提出が必要です。
- ・継続参加により発行された統括アカウントに添付される「印鑑証明」や「商業法人登記」の情報が古い、または不足している場合、最新の書類を改めて添付してください。

※継続の参加申告を行っていない場合は、**新たに統括アカウントの発行依頼**を行ってください

2025事業に準じた情報です。
不明な情報は制度公開までお待ちください。

工事着手前に工事発注者などと締結することになる共同事業実施規約について

■「共同事業実施規約」が改定

- ① **全事業共通**:申請手続きに伴い支払う手数料有無とその金額の記入欄が追加
- ② **全事業共通**:建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルの確認欄が追加
- ③ **子育てグリーン**:工事費用および補助額に関する記入欄が追加

先進的窓リノベ2025 (2025年3月制定)

1

②申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 手数料・その他諸費用の請求なし <input type="checkbox"/> 手数料の請求あり(補助金が交付された場合) 金額()円 <input type="checkbox"/> 手数料の請求あり(補助金が交付されない場合も含む) 金額()円 <small>※交付申請に必要な書類の取得に要する費用を含めない。 ※手数料を要する場合、これらの費用について、【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。</small>
【任意】その他諸経費	手数料以外に【乙】が負担する費用があれば記載すること。(例: 振込手数料)

申請手続きにおいて、補助事業者が共同事業者(工事発注者)へ手数料として請求する内容について、両者で協議し合意した内容を記載してください。

2

③建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベル	<input checked="" type="checkbox"/> 【甲】から、省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後に当該ラベルの配布について取り決めた(「リビング・ダイニング」以外の「その他の居室」のみの改修を行った等、当該ラベルの発行ができない場合は、配布の取り決めは不要です。) <small>※読み込みない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</small>
※配布の取り決めが不要で、説明のみを受けた場合も必ずチェック	建築物の省エネ性能表示制度(省エネ部位ラベルの概要)についてはこちら 

再販時、賃貸時に住宅価値の向上につながる省エネ部位ラベルについて概要と配布について説明を受けた時に工事発注者がチェックする。

詳しい制度内容は下記にて確認してください。
<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

子育てグリーン住宅支援事業 (2025年3月制定)

3

②各費用及び想定される補助金の額		
a) 補助金還元前の工事費用(契約金額(変更契約を含む))	1,200,000	円
b) 想定される補助金の額 <small>※交付申請後、事務局の審査により増減が生じる可能性があります</small>	250,000	円

契約金額(補助額・変更契約含む)と想定される補助金の額を記入する。
※交付申請後に増減することは可。

2025事業に準じた情報です。
不明な情報は制度公開までお待ちください。

4-6 事業者登録の必要書類

先進的窓リノベ2026

給湯省エネ2026

賃貸集合給湯省エネ2026

みらいエコ住宅2026

LIXIL

登録は事業者単位（1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録は不可。

【登録時に必要な事項】

項目	内容
申請書	事業者登録申請書（指定の様式） （印鑑証明書に登録された実印での押印が必要です。）
事業者情報	法人：法人名称、法人番号、代表者（肩書・氏名） 【必要書類】法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） 個人：屋号、個人事業主の氏名、住所（印鑑証明書に記載と同じ） 【必要書類】個人事業主の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） <「GX志向型住宅」の建築を行う場合> 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（みらいエコ住宅2026事業）における「GX志向型住宅」の新築に係る事業への参加に当たっての表明書 <「GX志向型住宅」、「長期優良住宅」又は「ZEH水準住宅」の新築を行う場合> 担い手確保に向けた取組みの実施表明書
事業内容	・実施予定の補助事業の内容（注文住宅/分譲住宅/賃貸住宅/リフォーム（複数選択可）） ・受注可能エリア（都道府県を選択）
事業免許等	建設業許可／住宅リフォーム事業者団体登録 （許可業者／登録団体の構成員の場合） 分譲の購入の場合は、宅地建物取引業免許（必須）

5. 補助対象事業の必要書類・注意点・Q&A

提出が必要な書類		予約あり		予約なし
		交付申請の予約	交付申請	交付申請
先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約（指定の書式）		○		○
工事請負契約書（原契約）の写し		○		○
工事発注者の本人確認書類（個人：住民票の写し、運転免許証の写し等、法人：商業法人登記の写し等）		○		○
工事を実施する住宅に係る書類（登記事項証明書の写し等）		○※1		○※1
対象工事内容に応じた性能を 証明する書類（工事箇所毎に提出）	性能を証明する書類 （性能証明書・納品書等）		○	○
	工事前写真	○		○
	工事後写真		○	○
工事着手したことがわかる写真（交付申請毎に1枚必要）		○※2		

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。

必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付程、マニュアル等を必ずご確認ください。

※1 申請額が30万円以上の場合に必要となります（詳細は事務局が別に定める申請マニュアル等を参照）。

※2 工事箇所に不可逆的な変化(工事の完了でも可)が確認できる写真が必要となります。

5-2 先進的窓リノベ2026と他補助金との併用について

原則として、補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
 (国費が充当されているかどうかは、窓口となる各地方公共団体にお問い合わせください)

区分	補助制度	併用可否	
住宅省エネ2025キャンペーン	子育て支援事業	新築	△
		リフォーム	▲
	先進的窓リノベ2025事業	リフォーム	○※1
	給湯省エネ2025事業	新築	△
		リフォーム	○
賃貸集合給湯省エネ2025事業	リフォーム	○	
国の他の補助制度	地域型住宅グリーン化事業	新築	△
	サステナブル建築物等先導事業	新築	△
		リフォーム	○
	市街地再開発事業への補助	新築	△
	LCCM 住宅整備推進事業	新築	△
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	▲
	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	リフォーム	△

区分	補助制度	併用可否	
国の他の補助制度	子育て支援型共同住宅推進事業	新築	△
		リフォーム	▲
	CEV補助金(V2H充放電設備)	V2H充放電設備	○
	超高層ZEH-M実証事業	新築	▲
	DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業	新築	△
		リフォーム	▲
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業(既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	▲
		リフォーム	▲
	集合住宅の省CO2化促進事業(既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	▲
		リフォーム	▲
	外構部の木質化対策支援事業	新築	▲
		リフォーム	▲
	JAS 構造材実証支援事業	新築	▲
リフォーム		▲	

○：併用可能(同じ契約)
 ▲：併用可能(事業ごとに別契約)
 △：併用可能(事業ごとに別契約・別工期)

*1 同じ開口部への補助は想定していません

2025事業に準じた情報です。
 不明な情報は制度公開までお待ちください。

先進的窓リノベ2025事業との重複申請に注意

先進的窓リノベと工事期間が一部重なるので、**2025と2026のどちらも申請が可能**になります。

誤って**同じ開口部**にどちらも申請した場合でも、不適切な行為と見なされて、処分の対象になる可能性があります。**(別の開口部なら併用可能)**

(例)

外窓改修を先進的窓リノベ2025事業で交付申請し、同じ開口部に内窓を設置し先進的窓リノベ2026事業で交付申請した場合(補助金の返還を行った場合も同様)

補助事業者は本事業の交付申請にあたり、「他の補助金との重複申請を行っていない旨を互いに確認する」必要があります。
(共同利用実施規約 第2条第2項)

工事発注者へ過去に補助金申請を行っていないかを補助金案内時には、必ず行いましょう。

- ・新築購入時に補助金を受給していないか？
- ・交換前の設備について補助金を受給していないか？

※重要(注意喚起)※

先進的窓リノベ事業(前身事業)との重複申請への対応について

2024年10月30日

先進的窓リノベ2024事業(以下、「本事業」という。)は、補助対象が重複する国の他の補助制度と併用して申請し、補助金の交付を受けることはできません。当該、国の他の補助制度には、本事業の前身事業である先進的窓リノベ事業(令和4年補正予算(第2号)。以下、「前事業」という。)も含まれます。

前事業で補助金の交付を受けた工事について、本事業でも重複して補助を受けようとする不適切な交付申請が見受けられます。

※ 令和5年11月2日から令和5年12月31日に着工し、引渡しをした工事については、本事業及び前事業の両方の事業に申請が可能であるため、こうした行為に繋がるものと考えられます。

補助事業者(リフォーム事業者)及び共同事業者(消費者)は、本事業の交付申請にあたり「他の補助金との重複申請を行っていない旨を互いに確認する(共同事業実施規約・第2条第2項)」必要があります。

また、前事業の補助を受けた補助事業者及び共同事業者は、補助金の交付から5年間は当該交付申請に関連する書類を保管する義務があります。

前事業で補助を受けた工事に関して、補助を受けていないと誤認して本事業に重複申請をしてしまうケースなど、こうした行為が仮に故意でなかったとしても、国及び事務局は、重複して国の補助金の交付を受けようとする不適切な行為と見なし、事業者登録規約等に基づき、事業者登録の停止を含めた厳しい処分を下す可能性があります。

他事業との重複申請に注意すること

事務局では国費を財源とする他の補助金との併用有無について、調査を実施しています。

※過去に補助金を受給した物件で交付申請する場合や複数の事業に交付申請をする場合は、必ず併用可否を確認するようにしてください。

万一、みらいエコ住宅2026事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返金等の措置をとる場合がありますので、十分ご注意ください。

※重要※他事業との重複申請に係る調査の実施について

2024年11月27日

事務局は、本補助金の交付決定を受けた方を対象（既に補助金の交付を受けた方を含まず）に、国費を財源とする他の補助金（以下、「他の補助金」という。）との併用有無について、調査を実施しています。

本補助金は、他の補助金と併用して利用することはできません。

（参考）

- ・本事業の交付申請の手引き 第1章1-15（補助金の併用）
- ・住宅省エネ2024キャンペーン よくあるご質問

https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/pdf/sogo_heiyo.pdf

具体的には、以下に該当する窓（ガラス）・ドアを、本事業に交付申請を行っている場合が想定されます。

- 他の補助金の交付の対象となった開口部に設置された窓（ガラス）・ドア
- 他の補助金の交付の対象となった新築住宅の開口部に設置された窓（ガラス）・ドア※

※ 新築住宅の引渡し後に、窓（ガラス）・ドアの交換または内窓の設置をした場合を含まず。

なお、当該交換または設置により新築住宅の性能等の基準を下回った場合、当該他の補助金の交付要件を満たさなくなることがあります。
（その場合の当該他の補助金の取扱いについては、当該補助事業の事務事業者にお問い合わせください。）

なお、重複して補助金の交付を受けていることが発覚した場合、

補助事業者（窓リノベ事業者）及び共同事業者（工事発注者）は、

以下の規定に反するため、

補助金の返還や事業者登録の停止等の処分の対象になることがあります。

- ・事業者登録規約（先進的窓リノベ2024事業） 第8条（禁止事項）③
- ・先進的窓リノベ2024事業 共同事業実施規約 第1条第2項②

2025事業に準じた情報です。
不明な情報は制度公開までお待ちください。

先進的窓リノベ2025支援事業で、不備、減額になった事例

【写真の撮り方】

- 事務所兼住宅にしている場合、作業室として使用している部屋の窓は対象と見なされず減額された。図面を提出したが**住居との境界線が曖昧**だった。
- 増築部分の窓の場合、工事前写真は設置する場所の写真が必要だが適切に撮れていないで不備。
＜対策＞設置した工事後の窓から見える風景と同じ工事前写真を撮ること。
- 連窓**をまとめて工事前写真を撮っており、不備で撮り直しを求められた。
＜対策＞連窓全体写真しかない場合は、**赤枠等で該当の窓を囲んで提出**すること。

【その他】

- 予約申請時にワンストップ申請を行い、先進的窓リノベの窓として承認された後で、窓をグレードを変更し、子育てエコホーム対象の窓になった場合は、事業を変更することができず、対象外となる。
その場合は、予約申請を取り下げして、再度申請する必要がある。
- 個人事業の工務店店主が自宅のリフォーム工事で申請を行い、共同利用規約の発注者と工事事業者の代表者が**同一人格とみなされ、申請が差し戻しではなく却下**された。
※法人の場合は会社と代表役員は別人格とみなされるが、個人事業主は同一となるので補助対象とならない。

【正しい写真の撮影方法】

先進的窓リノベ2025事業より

https://window-renovation2025.env.go.jp/assets/doc/mado_koujishasin_point.pdf

先進的窓リノベ2025支援事業で、補助金の交付に至らなかった事例

①正しい工事前写真が提出できない交付申請

開口部の改修が行われたことが確認できる工事前・後の写真の提出が必要です。

特に工事前写真は「撮り忘れ」や「工事前後の関係が確認できない」等に、ご注意ください。

(正しい写真が提出できない工事箇所について、補助金の交付を受けることはできません)

※「**工事前写真・提出免除依頼書**」はありませんので、**ご注意ください。**

②住宅以外の建物に行った工事の交付申請

住宅に対する工事を補助の対象としています。

住宅以外の建物や住宅内の非住居部分（店舗や民泊として利用されている区画等）の工事は補助対象になりません。

③補助事業に要する経費が、補助額を下回る交付申請

リフォーム工事の一部に補助を行うものであり、

補助事業に要する経費（製品代と工事費の合計）が補助額を下回る場合、補助対象になりません。

④補助を受ける窓等について、国の他の補助制度と併用した交付申請

原則として、本事業で補助を受ける窓（ガラス）・ドアを補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

ただし、住宅省エネ2025キャンペーンを構成する他の事業については、補助対象が重複しない場合は併用可能です。

質問	資料を元にした回答
<p>増築（減築）部分の工事は、補助対象になりますか</p> <p>また、増築部分の開口部に窓を設置する場合、工事前写真はどのように撮影したらよいですか</p>	<p>リフォーム工事後の住宅において増築（減築）により移動する前の壁面に設置されていた外窓・ドアの数および大きさを超えない範囲で補助対象になります。（離れ等へ新たに設置する外窓・ドアは原則補助対象になりませんので、ご注意ください）</p> <p>工事前の写真としては、改修前の外観全景や、増築により移動する前の壁面に設置されていた外窓・ドアの数や大きさが確認できる写真の提出が必要です。</p>
<p>個人事業主が自らの工務店で行う窓のリフォーム工事は対象になりますか</p>	<p>対象になりません。ただし、発注者が、自己の経営する法人（異なる人格）である工務店に工事を発注する場合には対象になります。</p>
<p>住宅の所有者等が対象製品を購入し、その取付を事業者に依頼する工事は対象になりますか</p>	<p>いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。本事業は、対象製品費用を含めて請負契約を締結しているものが対象です。</p>

質問	資料を元にした回答
個人事業主である請負者に、同一人格で発注する請負契約を締結することはできますか	発注者と受注者が同一人物となるため契約が成立したとは認められません。 民法によれば、契約とは、異なる人格間において一方が債権を有し、他方が責務を負うことを合意することによって成立するものとされています。
住宅の所有者等が対象製品を購入し、その取付を事業者へ依頼する工事は対象になりますか	いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。本事業は、対象製品費用を含めて請負契約を締結しているものが対象です。
1戸の住宅について、複数の事業者が行う窓のリフォーム工事を、まとめて申請できますか（分離発注）	分離発注で工事を行った場合、個々の事業者がそれぞれ交付申請を行ってください。なお、申請ごとに要件を満たす必要があります。

全体スケジュール・問合せ先

全体スケジュール

先進的窓リノベ2026

給湯省エネ2026

賃貸集合給湯省エネ2026

みらいエコ住宅2026



	令和7年		令和8年				...	11月	12月
	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
制度	★11/28制度概要公表 ★11/28予算案閣議決定	★12/16 補正予算成立			★対象製品の公開 ★申請マニュアル公開		予算終了と共に制度終了		
契約	※工事着工前まで		※みらいエコ住宅2026で、既存住宅を購入しリフォームを行う場合、住宅の購入は令和7年11月28日以降に売買契約を締結したものに限り。						
事業者登録	住宅省エネ2025キャンペーン 12/31まで		住宅省エネ2026キャンペーン (R7.3月上旬頃)						
	← 交付申請までに登録すること		→ 事業者登録開始から遅くともR8.12.31						
工期	← 11/28~		→ R7.11.28以降着手可。遅くともR8.12.31までに工事完成 ・みらいエコ 新築：基礎工事完了以降 ・リフォーム：令和8年12月31日までに工事が完成						
交付申請※			予約申請 (工事着手後)		← 予約：3月下旬(予定)～11月30日まで (新築 ZEH水準住宅は8月31日まで)				
			交付申請 (工事完了後)		← 申請：3月下旬(予定)～12月31日まで (新築 ZEH水準住宅は9月30日まで)				
完了報告	※みらいエコ住宅2026(新築)のみ		→ 戸建：R8.7.31 共同住宅：階数が10F以下 2028/4/30・階数が11F以上 2029/2/28						

※集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）及び非住宅建築物に係る申請は5月以降に予約受付を開始予定

※令和8年2月3日時点の公開資料より引用 52

項目	期間
対象となる建材・設備の公募	令和8年2月中下旬～遅くとも令和8年11月30日（予定）
事業者登録	令和8年3月上旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）
登録事業者の公開	事業者登録後随時
交付申請（予約を含む） 手続きの開始	令和8年3月下旬（予定） 集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）及び非住宅建築物に係る申請は5月以降に予約受付を開始予定
予約提出期間	令和8年3月下旬（予定）～予算上限に達するまで （遅くとも令和8年11月30日まで） ※ ZEH水準住宅は令和8年8月31日まで ※申請日から3ヶ月以内の交付申請を行うこと （集合住宅の一括申請及び非住宅建築物は9ヶ月以内）
交付申請期間	令和8年3月下旬（予定）～予算上限に達するまで （遅くとも令和8年12月31日まで） ※ZEH水準住宅は令和8年9月30日まで

各種補助制度、LIXIL対象製品のお問合せ

LIXIL窓リノベ子育てグリーン補助金制度コールセンター

先進的窓リノベ2025事業、子育てグリーン住宅支援事業、及びLIXIL対象製品に関する問い合わせ窓口です。
 ※新窓口開設までは、先進的窓リノベ2026事業・みらいエコ住宅2026事業に関するお問合せについても現行窓口で承ります。



0120-688-528

受付時間 9:00~17:00

(定休日：ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始)

各種補助制度、事業者登録、対象製品等のお問合せ

みらいエコ住宅2026

みらいエコ住宅2026事業
お問合せ窓口

先進的窓リノベ2026

環境省地球環境局
地球温暖化対策事業室

03-6632-1627

2026/2/5以降 0570-081-789 (IP電話等の場合 03-6629-1646)
 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日も対応)

0570-028-341

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝除く)

※事務局において、専用のコールセンターを開設するまでの期間
 ※通話料がかかります

LIXIL